

島根県立大学国際関係学部教授会運営規程

令和3年4月1日
島根県立大学規程第202号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人島根県立大学組織規則第22条の規定に基づき、島根県立大学国際関係学部教授会（以下「教授会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。ただし、学長を除くものとする。

(審議事項)

第3条 教授会は、教育研究評議会の議を経て学長が定める教育研究上の方針に沿って、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程、授業その他教育一般に関する事項
- (2) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (3) 学生生活の支援及び学生の賞罰に関する事項
- (4) 学位の授与に関する事項
- (5) 教員の公募採用に係る候補者選考に関する事項
- (6) その他学部の教育研究に関する重要な事項

(会議)

第4条 教授会は、原則として毎月1回定例会議を開くものとする。ただし、学部長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを開くことができる。

2 教授会の構成員の3分の1以上の者から、審議すべき事項を示して文書にて要求があるときは、学部長は、臨時に教授会を開かなければならない。

(招集)

第5条 教授会は、学部長がこれを招集する。

2 学部長に事故があるときは、学部長があらかじめ指名した教授がその職務を代行する。

(議長)

第6条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、学部長があらかじめ指名した教授がその職務を代行する。

(定足数及び議決の方法)

第7条 教授会は、構成員（引き続き2月以上の不在期間にある構成員を除く。）の3分の2以上の出席により成立する。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議題の提出)

第8条 教授会で審議すべき事項は、学部長が提出する。

2 学部長は、審議すべき事項を、教授会の開催3日前までに構成員に通知しなければならない。

(職員の出席)

第9条 議長は、教授会の構成員以外の本学の職員を教授会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(学部教員選考審査委員会)

第10条 教授会に、公立大学法人島根県立大学教員選考規程(平成19年規程第14号)第4条第3項に規定する学部教員選考審査委員会(以下「委員会」という。)を、始期及び終期を定めて置く。

2 委員会の委員長は、学部長又は学部長が指名する教授とする。

3 委員会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 委員長

(2) 教授の選考にあたっては学長が指名する教授4人(必要に応じて准教授及び講師を委員とすることができる)。准教授、講師、助教及び助手の選考にあたっては学長が指名する教授又は准教授4人(必要に応じて講師を委員とすることができる)

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

5 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

6 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 議長は、委員以外の者を委員会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門委員会)

第11条 前条に定めるもののほか、教授会に、専門の事項を調査審議又は実施させるため、専門委員会を置くことができる。

(委員会又はコース会議への付託)

第12条 教授会は、教授会の議を経てあらかじめ指示した事項については、前2条に規定する委員会、コース会議又は浜田キャンパス常任委員会の議決をもって教授会の議決とすることができる。

2 前項の場合において、委員長又はコース長は、委員会又はコース会議において議決した事項について教授会に報告しなければならない。

(議事録)

第13条 教授会の議事録は事務局がこれを作成し、事務局において保管する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

島根県立大学地域政策学部教授会運営規程

令和3年4月1日
島根県立大学規程第203号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人島根県立大学組織規則第22条の規定に基づき、島根県立大学地域政策学部教授会（以下「教授会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。ただし、学長を除くものとする。

(審議事項)

第3条 教授会は、教育研究評議会の議を経て学長が定める教育研究上の方針に沿って、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程、授業その他教育一般に関する事項
- (2) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (3) 学生生活の支援及び学生の賞罰に関する事項
- (4) 学位の授与に関する事項
- (5) 教員の公募採用に係る候補者選考に関する事項
- (6) その他学部の教育研究に関する重要な事項

(会議)

第4条 教授会は、原則として毎月1回定例会議を開くものとする。ただし、学部長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを開くことができる。

2 教授会の構成員の3分の1以上の者から、審議すべき事項を示して文書にて要求があるときは、学部長は、臨時に教授会を開かなければならない。

(招集)

第5条 教授会は、学部長がこれを招集する。

2 学部長に事故があるときは、学部長があらかじめ指名した教授がその職務を代行する。

(議長)

第6条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、学部長があらかじめ指名した教授がその職務を代行する。

(定足数及び議決の方法)

第7条 教授会は、構成員（引き続き2月以上の不在期間にある構成員を除く。）の3分の2以上の出席により成立する。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議題の提出)

第8条 教授会で審議すべき事項は、学部長が提出する。

2 学部長は、審議すべき事項を、教授会の開催3日前までに構成員に通知しなければならない。

(職員の出席)

第9条 議長は、教授会の構成員以外の本学の職員を教授会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(学部教員選考審査委員会)

第10条 教授会に、公立大学法人島根県立大学教員選考規程(平成19年規程第14号)第4条第3項に規定する学部教員選考審査委員会(以下「委員会」という。)を、始期及び終期を定めて置く。

2 委員会の委員長は、学部長又は学部長が指名する教授とする。

3 委員会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 委員長

(2) 教授の選考にあたっては学長が指名する教授4人(必要に応じて准教授及び講師を委員とすることができる)。准教授、講師、助教及び助手の選考にあたっては学長が指名する教授又は准教授4人(必要に応じて講師を委員とすることができる)

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

5 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

6 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 議長は、委員以外の者を委員会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門委員会)

第11条 前条に定めるもののほか、教授会に、専門の事項を調査審議又は実施させるため、専門委員会を置くことができる。

(委員会又はコース会議への付託)

第12条 教授会は、教授会の議を経てあらかじめ指示した事項については、前2条に規定する委員会、コース会議又は浜田キャンパス常任委員会の議決をもって教授会の議決とすることができる。

2 前項の場合において、委員長又はコース長は、委員会又はコース会議において議決した事項について教授会に報告しなければならない。

(議事録)

第13条 教授会の議事録は事務局がこれを作成し、事務局において保管する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

島根県立大学看護栄養学部教授会運営規程

平成24年4月1日
島根県立大学規程第85号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人島根県立大学組織規則第22条の規定に基づき、島根県立大学看護栄養学部教授会（以下「教授会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。ただし、学長を除くものとする。

(審議事項)

第3条 教授会は、教育研究評議会の議を経て学長が定める教育研究上の方針に沿って、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程、授業その他教育一般に関する事項
- (2) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (3) 学生生活の支援及び学生の賞罰に関する事項
- (4) 学位の授与に関する事項
- (5) 教員の公募採用に係る候補者選考に関する事項
- (6) その他学部の教育研究に関する重要な事

(会議)

第4条 教授会は、原則として毎月1回定例会議を開くものとする。ただし、学部長が特に必要と認めるときは、臨時にこれを開くことができる。

2 教授会の構成員の3分の1以上の者から、審議すべき事項を示して文書にて要求があるときは、学部長は、臨時に教授会を開かなければならない。

(招集)

第5条 教授会は、学部長がこれを招集する。

2 学部長に事故があるときは、学部長があらかじめ指名した教授がその職務を代行する。

(議長)

第6条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、学部長があらかじめ指名した教授がその職務を代行する。

(定足数及び議決の方法)

第7条 教授会は、構成員（引き続く2月以上の不在期間にある構成員を除く。）の3分の2以上の出席により成立する。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議題の提出)

第8条 教授会で審議すべき事項は、学部長が提出する。

2 学部長は、審議すべき事項を、原則として教授会の開催3日前までに構成員に通知しなければならない。

(職員の出席)

第9条 議長は、教授会の構成員以外の本学の職員を教授会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(委任)

第10条 教授会は、第3条第1項各号の審議事項のうち、次のいずれかに該当するものについて、公立大学法人島根県立大学組織規則第16条の2に規定する島根県立大学出雲キャンパス合同会議にその審議及び決定を委任する。

- (1) 看護栄養学部及び別科に共通する事項
- (2) 看護栄養学部及び別科において調整を要する事項
- (3) その他出雲キャンパスの運営にあたり副学長が必要と認める事項

(議事録)

第11条 教授会の議事録は事務局がこれを作成し、事務局において保管する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(委任)

2 委員会は、第3条第1項各号の審議事項のうち、次のいずれかに該当するものについて、島根県立大学出雲キャンパス合同会議運営規程第2条に規定する島根県立大学出雲キャンパス合同会議にその審議及び決定を委任する。

- (1) 看護学部及び別科に共通する事項
- (2) 看護学部及び別科において調整を要する事項
- (3) その他出雲キャンパスの運営にあたり副学長が必要と認める事項

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

島根県立大学人間文化学部教授会運営規程

平成30年4月1日

島根県立大学規程第139号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人島根県立大学組織規則第22条の規定に基づき、島根県立大学人間文化学部教授会（以下「教授会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。ただし、学長を除くものとする。

(審議事項)

第3条 教授会は、教育研究評議会の議を経て学長が定める教育研究上の方針に沿って、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程、授業その他教育一般に関する事項
- (2) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (3) 学生生活の支援及び学生の賞罰に関する事項
- (4) 学位の授与に関する事項
- (5) 教員の公募採用に係る候補者選考に関する事項
- (6) その他学部の教育研究に関する重要な事項

(会議)

第4条 教授会は、原則として毎月1回定例会議を開くものとする。ただし、学部長が特に必要と認めることは、臨時にこれを開くことができる。

2 教授会の構成員の3分の1以上の者から、審議すべき事項を示して文書にて要求があるときは、学部長は、臨時に教授会を開かなければならない。

(招集)

第5条 教授会は、学部長がこれを招集する。

2 学部長に事故があるときは、学部長があらかじめ指名した教授がその職務を代行する。

(議長)

第6条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、学部長があらかじめ指名した教授がその職務を代行する。

(定足数及び議決の方法)

第7条 教授会は、構成員（引き続く2月以上の不在期間にある構成員を除く。）の3分の2以上の出席により成立する。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議題の提出)

第8条 教授会で審議すべき事項は、学部長が提出する。

2 学部長は、審議すべき事項を、教授会の開催3日前までに構成員に通知しなければならない。

(職員の出席)

第9条 議長は、教授会の構成員以外の本学の職員を教授会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門委員会)

第10条 教授会に、専門の事項を調査審議又は実施させるため、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会については、別に定める。

(委任)

第11条 教授会は、第3条第1項各号の審議事項のうち、次のいずれかに該当するものについて、公立大学法人島根県立大学組織規則第27条に規定する松江キャンパス会議にその審議及び決定を委任する。

- (1) 人間文化学部及び短期大学部に共通する事項
- (2) 人間文化学部及び短期大学部において調整を要する事項
- (3) その他松江キャンパスの運営にあたり副学長が必要と認める事項

(議事録)

第12条 教授会の議事録は事務局がこれを作成し、事務局において保管する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。